

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

【令和4年6月14日更新】

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道 千歳市長

公表日

令和4年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び千歳市介護保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 資格管理事務</p> <p>①住民票情報に基づく被保険者の資格取得、喪失、変更を管理する。</p> <p>②住所地特例施設入所者及び適用除外施設入所者に関する届出の受理、管理を行う。</p> <p>③被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。</p> <p>2. 保険料賦課徴収事務</p> <p>①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報を把握し保険料を賦課する。</p> <p>②納付データの消込を行い、納付状況を管理・把握する。</p> <p>③未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等を行うとともに、電話による督促、訪問徴収を行う。</p> <p>④年金給付関係情報、住民税情報から特別徴収情報を決定し、日本年金機構に対して特別徴収の依頼処理および異動情報の作成・送信作業を行う。</p> <p>⑤滞納者について給付制限等の滞納処分を行う。</p> <p>3. 給付管理事務</p> <p>①国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定を行う。</p> <p>②特定入所者介護(予防)サービス費、利用者負担額減額等の申請を受理し、判定を行い、その結果を通知する。</p> <p>③災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。</p> <p>④地方税関係情報、住民票情報および生活保護情報等により自己負担額を決定する。</p> <p>⑤申請に基づく福祉用具購入費及び住宅改修費支給を決定する。</p> <p>⑥他の法令による給付サービスとの調整を行う。</p> <p>4. 要介護(支援)認定事務</p> <p>①要介護(支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に応じ、諸要件を調査し、要介護(支援)認定を行う。</p> <p>②各申請時における第2号被保険者の医療被保険者証の確認を行う。</p> <p>③住所移転後の要介護(支援)認定の要件確認を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム 収納管理システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、介護保険認定審査会支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、108、109、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、22-3、24-2、25、25-2、30、31-2-2、32、33、43、43-2、44、44-4、46、47、49、55、55-2、59-3条 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第46条及び第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢者支援課介護保険係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-0297(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	4-②	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、49、55、55-2、59-3条 	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、49、55、55-2、59-2-3、59-3条 	事後	番号法第19条第8号の変更については、令和3年9月1日の法改正による。(事前)
令和3年7月27日	4-② 1	<p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 93、94の項 	<p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 ・別表第二 93、94の項 	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	4-②	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、49、55、55-2、59-2-3、59-3条 	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、108、109、117、120の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、22-3、24-2、25、25-2、30、31-2-2、32、33、43、43-2、44、44-4、46、47、49、55、55-2、59-3条 	事後	改正等による見直し